

委員会審査報告

民生文教

12月7日午後1時30分から開催

主な審査項目

教育振興基金条例制定

平成28年度一般会計補正予算

● 臨時福祉給付金（経済対策分） 3900万円

● 医療費助成（重度心身障がい者、乳幼児、父子家庭） 928万円

● 寄附金（教育振興基金） 20万円

● 牧小図書館入費 5万円

● 学校施設環境改善交付金 7837万円

● 学校教育施設等整備事業債 2億9920万円

● 小学校施設整備経費（3小学校空調設備、結小校舎トイレ改修・エレベーター設置） 3億509万円

● 中学校施設整備経費（登龍中学校舎トイレ改修） 7323万円

平成28年度国民健康保険特別会計補正予算

● 一般被保険者高額療養費 1500万円

※審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。



Q 教育振興基金条例の対象と運用益の使いみちは？

学校教育課長兼給食センター

所長 当町には教育目的の基金条例がなく、今回の寄附金20万円を7年間にわたり適正に運用するために、基金条例の創設が必要となりました。

また、利息等が生じた場合は、基金に組み入れて運用します。

Q 小中学校施設の改修事業に係る起債（借入）対応は？

学校教育課長兼給食センター

所長 学校教育施設等整備事業債で、通常の場合、国庫補助対象分が充当率90%、補助対象外が75%ですが、今回、国の補正予算が認められましたので充当率100%です。

参考 今回、国の補正予算に係るものですので、充当率・交付税率措置も通常より有利になっています。充当率は地

方負担額の100%、交付税措置は今年度に対して元利償還金の50%の算入があります。

一口メモ

充当率とは？

当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする割合の上限となるべき率。



保育園の統廃合について、垂井町の「垂井東こども園」を視察しました

Q 学校施設整備の設計監理費は、どのようにして決められるのですか？

学校教育課長兼給食センター

所長 設計監理費の積算根拠は、国交省から指針が出されており、各業種別に面積や規模により、積算基準が示されています。それに基づいて、見積を数社から取り寄せて予算計上しています。今後は、入札により決定します。